



お問い合わせ窓口

本 店

〒231-8505
中区山下町22番地 山下町SSKビル10階

▶資金調達をご検討の方

(中区・磯子区担当)

保証課 TEL : 045-662-6623

▶外部専門家派遣等をご検討の方

経営支援室 TEL : 045-662-6624

新横浜支店

〒222-0033
港北区新横浜3丁目9番18号 新横浜TECHビルB館6階

▶資金調達をご検討の方

(港北区・緑区・青葉区・都筑区担当)

TEL : 045-470-5600

横浜駅前支店

〒220-0004
西区北幸1丁目6番1号 横浜ファーストビル7階

▶資金調達をご検討の方

(鶴見区・神奈川区・西区・保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区担当)

TEL : 045-319-5335

上大岡支店

〒233-0002
港南区上大岡西1丁目6番1号 ゆめおおかオフィスタワー22階

▶資金調達をご検討の方

(南区・金沢区・戸塚区・港南区・栄区・泉区担当)

TEL : 045-844-6621

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート

 横浜市信用保証協会



中小企業・小規模企業者の皆さまの
事業承継に関するお悩みをサポートします！

事業承継支援 保証制度のご案内

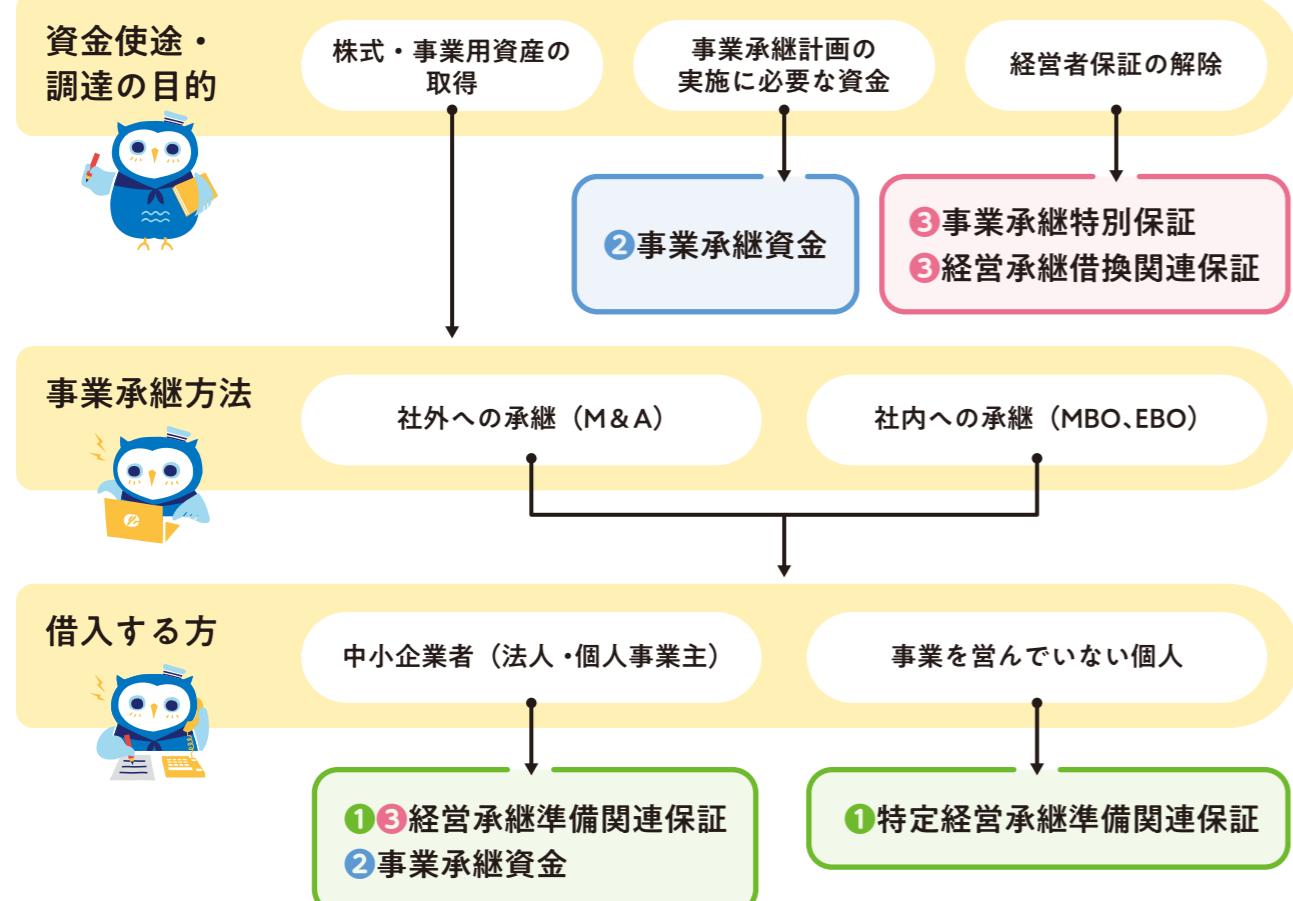


横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート

 横浜市信用保証協会

事業承継制度フローチャート

経営者の交代前



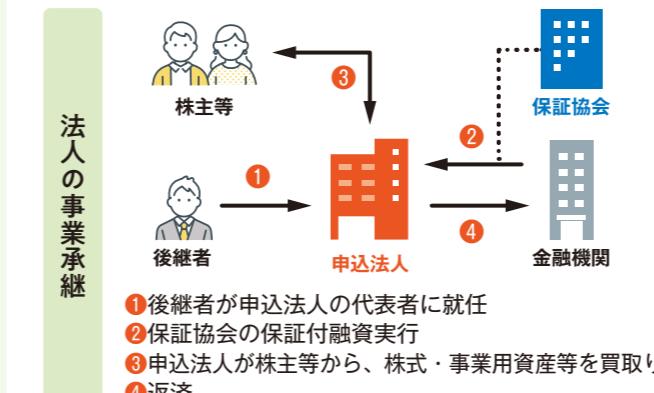
①全国統一保証制度のご案内



通常の保証枠（1企業につき最大2億8千万円）とは別枠（さらに最大2億8千万円）での取扱となります。

■ 経営承継関連保証

●後継者が代表者に就任し、申込法人が株主から、株式・事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



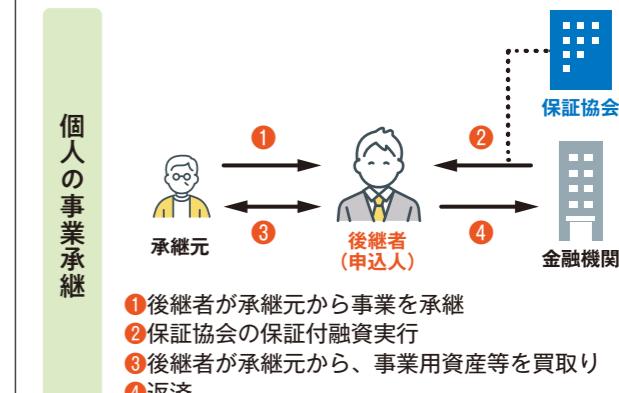
申込人 法人・個人事業主

認定 申込法人・申込個人事業主にて経営承継円滑化法の認定を取得

資金使途 株式・事業用資産等の取得資金

保証限度額 2億8,000万円

●後継者が承継元から事業を承継し、事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



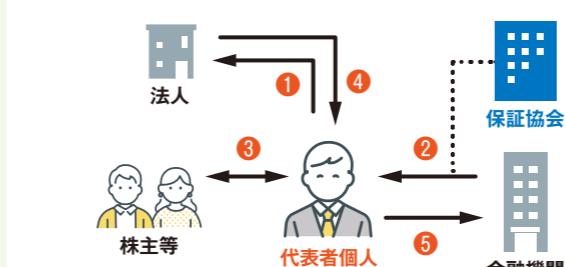
保証期間 運転資金：10年以内 設備資金：15年以内

保証料率 0.45～1.90%

連帯保証人 原則として、法人代表者のみ

■ 特定経営承継関連保証

●後継者が代表者に就任後、後継者が株主等から株式・事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



申込人 代表者個人

認定 法人にて経営承継円滑化法の認定を取得

資金使途 株式・事業用資産等の取得資金

保証限度額 2億8,000万円

保証期間 運転資金：10年以内（据置期間1年以内） 設備資金：15年以内（据置期間1年以内）

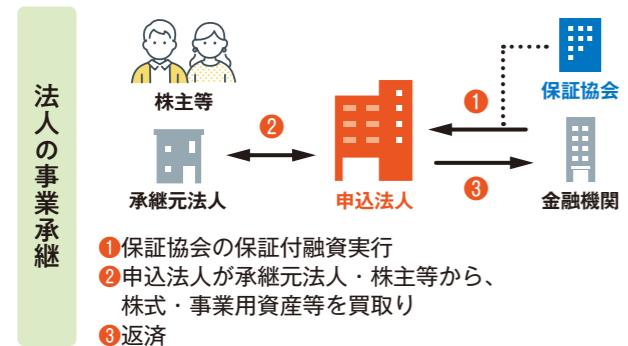
保証料率 0.45～1.90%

連帯保証人 原則として、申込人が代表者を務める法人

各制度の詳細は次へ

■ 経営承継準備関連保証

申込法人が、承継元法人・株主等から、株式・事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



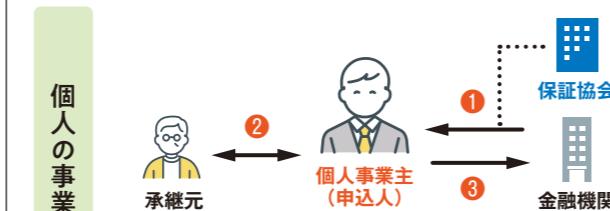
申込人 法人・個人事業主

認定 申込法人・申込個人事業主にて
経営承継円滑化法の認定を取得

資金使途 株式・事業用資産等の取得資金

保証限度額 2億8,000万円

個人事業主が承継元から事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



①保証協会の保証付融資実行
②個人事業主(申込人)が承継元から、事業用資産等を買取り
③返済

保証期間 運転資金：10年以内（据置期間1年以内）
設備資金：15年以内（据置期間1年以内）

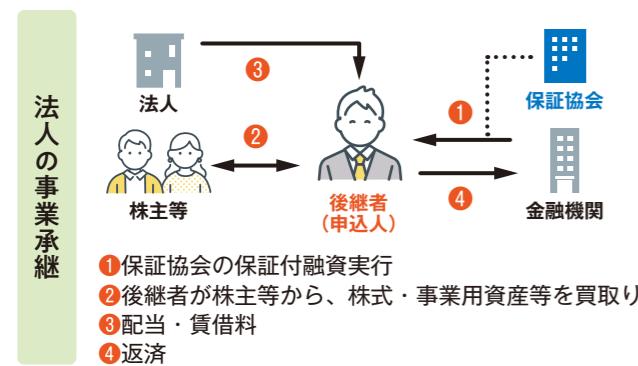
保証料率 0.45 ~ 1.90%

連帯保証人 原則として、法人代表者および
承継元法人（※1）（※2）

（※1）承継元が個人（個人事業主）の場合は、当該個人の連帯保証は不要。
（※2）資産超過であること等の財務要件を備えていることについて認定を受け、
所定の資格要件に該当する場合は、連帯保証人不要。

■ 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない後継者が株主等から株式・事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



申込人 事業を営んでいない後継者

認定 事業を営んでいない後継者にて
経営承継円滑化法の認定を取得

資金使途 株式・事業用資産等の取得資金

保証限度額 2億8,000万円

事業を営んでいない後継者が承継元から事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。



①保証協会の保証付融資実行
②後継者が承継元から、事業用資産等を買取り
③返済

保証期間 運転資金：10年以内（据置期間1年以内）
設備資金：15年以内（据置期間1年以内）

保証料率 1.15%

連帯保証人 原則として、申込人が
代表者就任予定の法人（※）

（※）承継元が個人（個人事業主）の場合は、当該個人の連帯保証は不要。

※有担保ご利用の場合、別途保証料割引が受けられる場合があります。
※横浜市中小企業融資制度を利用すると保証料の助成が受けられる場合があります。

中小企業経営承継円滑化法に基づく認定についてはこちら

〈認定申請窓口〉
かながわ中小企業成長支援ステーション TEL：045-285-0748

②事業承継資金（横浜市制度）のご案内

通常の保証枠（1企業につき最大2億8千万円）での取扱となります。

次のいずれかに該当する中小企業者が対象です。

申込人①

事業継続が困難な被後継者から事業用資産等の譲渡を受け、当該事業を承継しようとする後継者

資金使途

事業承継に伴い必要な設備資金（付随する運転資金を含む）

申込人②

後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社の株式を集約化しようとするもの

資金使途

持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する設備資金

申込人③

認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し、計画を実行するもの

資金使途

事業承継計画の実施に必要な運転資金及び設備資金

申込人④

後継者が被後継者から事業を引き継いで3年未満のもの

資金使途

運転資金及び設備資金



申込人 法人・個人事業主

保証限度額 2億8,000万円

保証期間 運転資金10年以内 設備資金15年以内（据置期間12か月以内）

※上記申込人②は18か月以内

保証料率 0.20% ~ 1.65%

連帯保証人

申込人①、③、④については、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は必要に応じて提供を要する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要。

申込人②については、持株会社、事業会社の代表者（実質経営者を含む）及び事業会社以外の連帯保証人は原則不要。

※上記は令和7年度版を一部抜粋しておりますが、年度により改正される可能性があります。
上記以外の詳細については横浜市中小企業融資制度要綱等をご確認下さい。

③経営者保証を不要とする保証制度のご案内



経営者保証不要にて借入ができる保証制度です。

①、②は既存の経営者保証付き融資の借換資金として利用し、経営者保証を解除することができます。

以下全ての要件を満たす必要があります。



資産超過である



EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である



法人と経営者の資産及び経理の分離がなされており、かつ法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない



既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていない

1 事業承継特別保証

①事業承継を保証申込受付日から3年以内に行う事業承継計画を有する法人

②事業承継日から3年を経過していない法人（※）

申込人 法人 認定 不要

資金使途 事業承継計画の実施に必要な資金

ただし、②は事業承継前における個人保証付き既往借入金（プロパー資金を含む）の借換資金に限る

保証限度額 2億8,000万円

保証期間 運転資金10年以内 設備資金10年以内（据置期間12か月以内）

保証料率 0.45%～1.90%
専門家によるガバナンスチェックを受けた場合0.20%～1.15%

※令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を行った法人に限ります。

2 経営承継借換関連保証

※通常の保証枠とは別枠での利用が可能です。

経営承継円滑化法の認定を取得し、3年以内に事業承継をする方

申込人

法人

認定

経営承継円滑化法に基づく認定の取得を要する

資金使途

当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金に限る（プロパー資金を含む個人保証付き既往借入金の返済資金に限る）

保証限度額

2億8,000万円

保証期間

運転資金10年以内 設備資金10年以内（据置期間12か月以内）

保証料率

0.45%～1.90%
専門家によるガバナンスチェックを受けた場合0.20%～1.15%

3 経営承継準備関連保証

※通常の保証枠とは別枠での利用が可能です。

事業承継前（新代表者就任前）、株式・事業用資産の買取が必要な場合

申込人

法人・個人事業主

認定

経営承継円滑化法に基づく認定の取得を要する

資金使途

株式・事業用資産等の取得資金

保証限度額

2億8,000万円

保証期間

運転資金10年以内 設備資金15年以内（据置期間12か月以内）

保証料率

0.45%～1.90%
専門家によるガバナンスチェックを受けた場合0.20%～1.15%



ガバナンスチェックについてのお問い合わせ先はこちら

神奈川県中小企業活性化協議会 TEL：045-633-5143